

「東浦町ボランティア活動支援交付金」申請受付中!



●東浦町ボランティア活動支援交付金とは?

ボランティア・NPOが町内で行う事業に対して、最大10万円を交付するものです。

●対象者

総合ボランティアセンター(なないろ)に登録しているボランティア(個人・団体)、NPO

●対象になる活動

- (1)地域の公共的な課題を解決するための事業
- (2)地域の実施団体などにおける人材の発掘または育成に関する事業
- (3)地域情報の収集又は発信に関する事業
- (4)コミュニティ組織の強化または地域のネットワーク化に関する事業

●対象経費

講師等への謝金・謝礼、消耗品、燃料費、印刷代、郵便料金、保険料、会場使用料、事務所の賃借料、備

品購入費など

●受付期間、申請方法

4月1日(日)～9月30日(日)

に申請書と添付書類(事業計画書、収支予算書、規約など団体の概要がわかる資料)をFAX、メールまたは直接問い合わせ先へ

※申請書は住民自治課、総合ボランティアセンター

(なないろ)で配布または

町ホームページからダウンロード

●審査方法

提出された申請書および添付書類を審査し、交付・不交付を決定します。

〒住民自治課 内線295

Fax (82) 0890

✉ juninjichi@town.

aichi-higashura.lg.jp

4月2日は「世界自閉症啓発デー」 4月2日～8日は「発達障害啓発週間」

■発達障がいとは

自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠如多動性障害などの、通常低年齢において発現する脳機能の障がいです。そのため、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手、知的能力が低いわけではないのに、学力や話す力、言葉の理解力の遅れがあるとい

われています。発達障がいについて知っていただくこと、理解をしていただくことは発達障がいのある人だけでなく、誰もが暮らすことができる社会の実現につながります。

■発達障がいにはどんなものがある?

●自閉スペクトラム症 (ASD)

自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がいです。主な特徴として対人関係が苦手、言葉の発達の遅れや興味・行動に強いこだ

●学習障害(LD)

基本的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く等の特定の領域で学習の遅れがみられる障がいです。

●注意欠陥多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいです。7歳までに特徴が現れ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたします。

■発達障がいがある方には年齢など、相手に合わせた配慮が必要です

例えば…

・相手の意図がくみ取りにくいと感じられるときは、説明者の意図が伝わっていない可能性を考慮して対応する。

・言語的コミュニケーションが苦手な場合は、視覚

情報が簡潔に伝える。

・感覚過敏の人には、落ち着いた環境を用意する。

・こだわりがある人には、こだわりを受け止めたうえで適切に対応する。

■相談窓口

●あいち発達障害者支援センター

電話相談

月～金曜日

受付時間

午前10時～正午、午後1時～4時

0568(88)0849

▼来所相談(予約制)

月、木曜日(祝日、年末年始を除く)

・予約受付時間

午前9時～正午、午後1時～5時

0568(88)0811

内線8109

内線163

障障がい支援課

0568(88)0811

内線8109

内線163

4月1日(月)スタート!
地域活動支援センターが
相互利用できます



●衣浦定住自立圏地域活動支援センター相互利用事業って?

定住自立圏(刈谷市、知立市、高浜市、東浦町)在住の方が、各市町の地域活動支援センター(※)を利用できる事業です。

※「地域活動支援センター」とは?

障がいのある人などを対象に、創作活動・生産活動・社会との交流のきっかけを提供する場所です。

●利用できる地域活動支援センター

・刈谷市(地域活動支援セ

ンター結^{ゆい})

・知立市(知立市かこれあワークス)

・東浦町(町福祉センター内 障がい者地域活動支援センター)

●利用できる方

18歳以上で障害者手帳をお持ちの方など

※利用条件が各市町で異なるため、事前に確認が必要

●その他

利用手続きが必要のため、事前に見学や登録が必要です。

●障がい支援課

内線162

介護職員初任者研修・主任介護
支援専門員研修費補助金交付制度



介護人材の確保と質の向上を図るため、一定の要件を満たす個人もしくは事業所へ研修の受講に係る費用の2分の1(最大5万円まで)を補助します。補助要

件、申請書などは知多北部広域連合のホームページへ

●知多北部広域連合

事業課給付係
☎052(689)2263

マイスタディ・
マイプロデュース講座募集!



学びたい! 教えたい!
思いを形に!

①マイスタディ講座

「こんなことを習いたい!」学びたい人が自ら企画・運営する講座です。

②マイプロデュース講座

「得意なことを生かしたい!」教えたい人が自ら企画・運営する講座です。

■講座開催までの
スケジュール

(1)文化センターへ申請書を提出

(2)審査し、開催を決定

(3)広報紙などで参加者を募集

(4)講座を開催

※定員の半数以上の申込みが必要

■募集内容

●講座開催時期

9月~3月中旬

●募集講座回数

①10回分 ②30回分

※1講座5回まで、1回2時間程度

●申込み

4月5日(金)~5月10日(金)に申請書を問い合わせ先へ
※申請書は文化センターで配布または町ホームページからダウンロード

■追加募集について

募集講座回数に達しなかった場合のみ先着順で募集

●募集期間

7月1日(月)~9月30日(月)

●文化センター

☎(83)9567

就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行い、義務教育の機会均等を確保しようとする制度です。

●対象

援助を受けることができ
る保護者の方は、次の事由
いづれかに該当する方です。

該当する方は、問い合わせ先へ相談してください。

・生活保護世帯の方

・当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方

・町民税が非課税または減免されている方

・個人事業税または固定資産税が減免されている方

・国民年金の掛金が減免さ

れている方

・国民健康保険税が減免等

されている方

・児童扶養手当を受給している方

いる方

・社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている方

・前年の所得が町の基準額以下の方

・離職などにより今年の所得見込みが町の基準額以下の方

●受付 随時

●受付 随時

●随時

●随時

●随時

●随時

●随時

●随時

ひとり親家庭等に関する手当制度



ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度です。支給を受けようとする方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。

手当は、国の児童扶養手当、県遺児手当、町遺児手当。

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより父または母と生計を同一にしていない児童、父または母に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで ※施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額(令和6年度)	▶児童1人の場合 全額支給 45,500円 一部支給 45,490～10,740円 ▶児童2人の場合の加算額 全額支給 10,750円 一部支給 10,740～5,380円 ▶児童3人以上の場合の加算額* 全部支給 6,450円 一部支給 6,440～3,230円 ※1人増すごとに加算	児童1人につき ・1～3年目 4,350円 ・4～5年目 2,175円 ・6年目以降 0円	児童1人につき 5,000円

当で、すべて所得制限があります。手当の概要や支給要件、所得制限については問い合わせ先へ

●注意

事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当は申請できません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は資格喪失や返還などが生じます。

●一部支給停止措置など

児童扶養手当は原則、手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。

ただし、①または②により必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当する方には通知しますので、必要書類を郵送または直接問い合わせ先へ

※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りでない

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合

- ・就業している
- ・求職活動などの自立を図るための活動をしている
- ・身体上または精神上の障がいがある
- ・負傷または疾病などにより就業することが困難である
- ・受給している父または母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにより、介護する必要があるため就業することが困難である

② ①に該当しないため、児童課に相談したうえで求職活動などを行った場合

●その他

必要書類などの詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ

児童課 内線140

人権擁護委員の再委嘱



菅野純子さんが人権擁護委員として、4月1日付で法務大臣から再委嘱されました。任期は令和6年4月1日から3年間です。

町の人権擁護委員は、人権侵害に対して救済に向けた措置をとるとともに、人権を侵害されることがないよう地域を見守ることを任務とし、その一環として「心配ごと相談」(毎月第3火曜日)を行っています。

●人権擁護委員

- 小林 久枝さん(藤江)
 - 杉浦 義治さん(生路)
 - 中村建志郎さん(新田)
 - 菅野 純子さん(石浜)
 - 小杉 啓子さん(森岡)
 - 山崎 宏子さん(緒川)
- ☎住民課 内線157

スポーツ教室受講生募集



器具などを使って、運動の基礎となる動きを体験します。

●**ところ** メディアス体育館ひがしうら

●**対象** 町内在住、在学の方
※保護者で送迎ができること

●**参加費** 2900円

教室名	とき	対象・定員
子ども体育年少	5/14～10/8(火)	16:00～16:45 年少園児20名
子ども体育年中	5/15～10/9(水)	16:00～17:00 年中園児24名
子ども体育小学1年	5/16～10/10(木)	16:45～17:45 小学1年生24名
子ども体育年長	5/17～10/11(金)	16:00～17:00 年長園児24名

※教室は全12回。7～8月を除き、前半・後半に分けて実施
※講師、日程など変更する場合あり
※10名未満の場合 中止

●**講師・助手** 前田真由美氏ほか2名

●**その他**

- ・受講者都合のキャンセルは受講料の返金不可
- ・必要な用具は各自で用意
- ・動きやすい服装、飲み物、タオルを持参
- ・対象外の申込みは判明時点で受講を取消し

●**申込み**

4月1日(日)～12日(金)にいち電子申請・届出システムから申込み

●**抽選結果発表(申込みの整理番号で発表)**

①4月17日(日)から抽選結果を町ホームページとメディアス体育館ひがしうらに掲示

※電話回答対応不可

②当選者は5月10日(金)までに受講料を平日午前8時30分～午後5時15分間に問い合わせ先へ

●**問い合わせ先**

メディアス体育館ひがしうら内
(メディアス体育館ひがしうら内)
☎(83)8333

4月1日(日)から 三丁公園ドッグラン 町外在住者の登録を開始!



●**登録条件**

- ・申請者が18歳以上であること
- ・飼いが生後6か月以上であること
- ・飼い犬の登録、狂犬病の予防接種がいずれも済んでいること
- ・ドッグラン利用規約を遵守すること

●**登録に必要なもの**

①利用登録申請書兼誓約書
※公園緑地課で配布または町ホームページからダウンロード

●**登録場所**

②申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

③犬鑑札

④狂犬病予防接種注射済票

⑤三丁公園ドッグラン登録証(更新の場合のみ、現在使用しているもの)

※更新は、有効期限の2か月前から可能です。

●**申込み・問い合わせ**
公園緑地課 内線263

マイナンバーカードの休日交付・ 更新手続きを行います (事前予約制)



●**とき**

4月7日(日)、5月12日(日)、
6月2日(日)、7月7日(日)、
8月4日(日)、9月1日(日)、
10月6日(日)、11月3日(日)、
12月1日(日)、令和7年1月11日(日)、2月2日(日)、3月2日(日)
午前9時～正午

●**ところ** 住民課

●**対象**

・マイナンバーカードを申請し、役場からマイナンバーカードの交付案内が届いた方で、平日の役場開庁時間内に受け取りが困難な方
・電子証明書の有効期限通

緑の募金へ ご協力を!

町内の緑化と緑化意識の向上のため、令和6年度も緑の募金運動を実施します。

●**募金期間**

4月1日(日)～5月31日(金)

●**募金箱設置場所**

このはな館(於大公園内)、行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)、各地区コミュニティセンターなど

●**公園緑地課**
内線265



知が届いた方で、平日の役場開庁時間内に更新手続きが困難な方

●**その他**

日程変更・中止となる場合あり

●**申込み**

各日程、1か月前の1日(休日の場合は翌開庁日)から問い合わせ先へ

●**問い合わせ先**
住民課 内線160

戸籍・住民票等の証明書は
行政サービスコーナーでも交付しています



毎年、年度末や年度初め、夏休み、お盆などの期間は住民異動の手続き等で住民課窓口が大変混み合います。戸籍や住民票、印鑑登録証などの証明書は、行政サービスコーナー（イオンモール東浦2階）でも交付できますので、ご利用ください。

☎住民課 内線157

■請求可能である証明書・受付日時など

住民票関係証明書

住民票	午前10時～午後7時30分 ※土曜、日曜、祝休日も交付可能(行政サービスコーナーの休日は除く)
印鑑登録証明書	
年金現況証明書	
住民票記載事項証明書	
除票	

戸籍関係証明書

戸籍謄本	午前10時～午後5時15分 ※水曜日は午後7時15分まで(祝日の場合を除く) ※土曜、日曜、祝休日も交付可能(行政サービスコーナーの休日は除く)
戸籍抄本	
除籍謄本	
除籍抄本	
戸籍の附票	

※コンピュータ化されていない戸籍・除籍は除く。

広域交付で請求する戸籍の証明書関係

戸籍謄本	午前10時～午後5時15分 ※水曜日は午後7時15分まで(祝日の場合を除く) ※土曜、日曜、祝休日も交付可能(行政サービスコーナーの休日は除く)
除籍謄本	

※コンピュータ化されていない戸籍・除籍は除く。(本籍が東浦町の場合は2003年(平成15年)9月27日以前の戸籍は取得できません)

4月6日～15日は
春の全国交通安全
運動

●歩行者も交通ルールを守ろう！
歩行者の交通事故が多発しています。信号は必ず守りましょう。横断歩道では必ず止まり、右と左をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。

●横断歩道は歩行者優先！
横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者の横断を妨げないようにしましょう。

●自転車・電動キックボードなどの利用者はヘルメット着用！
自転車・特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)に乗るときは、ヘルメットの着用が努力義務化されています。

☎住民自治課 内線295

春の安全なまちづくり県民運動

4月15日(土)～24日(日)は「春の安全なまちづくり県民運動」の実施期間です。令和5年の町の犯罪認知件数は、245件となり前年と比べて40件増加しています。被害にあわないために「自分だけは大丈夫」と思わずに対策しましょう！春の県民運動では①～④を重点項目として、犯罪の抑止を図っていきます。

①特殊詐欺の被害防止
「他人にキャッシュカードを

渡さない」「暗証番号を教えない」を徹底しましょう。

②侵入盗の防止
出掛けるときは、必ず鍵をかけ、在宅中も施錠しましょう。

③自動車盗の防止
照明や防犯カメラなどの対策がとられた駐車場を選びましょう。

④子どもと女性の犯罪被害防止
人通りが多く明るい道を通らしましょう。

☎住民自治課 内線295

慰霊巡拝

国では、戦没者を慰霊するため、遺族を対象に慰霊巡拝を実施しています。実施予定時期、申込方法などは問い合わせ先へ

●内容

戦没者の配偶者(再婚した者を除く)、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子・

兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、甥、姪の旅費を補助するものです。

●派遣地域

東部ニューギニア、モンゴル、インドネシア、フィリピン、硫黄島など
☎ふくし課 内線124

